

# インクルーシブ教育システム構築モデル事業委託要項

平成 25 年 5 月 16 日  
初等中等教育局長決定

## 1. 趣 旨

「障害者の権利に関する条約」や平成 23 年に改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、現在、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」とされている。

本事業は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及するものである。

## 2. 委託事業の内容

学校の状況や地域の実態等に応じて、次の事業内容を実施する。詳細については、公募要領に別途定める。

- (1) インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
- (2) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）
- (3) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

## 3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体に委託する。

- (1) インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
  - ・都道府県・指定都市教育委員会  
(都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる)
  - ・市区町村教育委員会
  - ・附属幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する国立大学法人
  - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人

(2) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる）

- ・市区町村教育委員会

- ・附属学校を設置する国立大学法人

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人

(3) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる）

- ・市区町村教育委員会

- ・附属学校を設置する国立大学法人

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

5. 委託手続

(1) 委託を受けようとする団体は、2に示した事業内容ごとに定める事業実施計画書等を文部科学省に提出すること。

(2) 文部科学省は、上記により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、3に示した事業委託先に対し事業を委託する。

6. 委託経費

(1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。

(2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。

(3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

(4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用で経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。

(5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

(6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

## 8. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止等）報告書及び支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書を文部科学省に提出するものとする。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者等による連絡協議会を開催する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。
- (7) 本事業については、平成28年度以降は国が経費の一部を補助する補助事業として実施する予定である。



特別支援学級数（児童生徒数）：  
特別支援学級の対象としている障害種：  
通級による指導の対象としている障害種：

(2) モデルスクールの指定理由

3. 事業内容

(1) 教育委員会のモデルスクールへの支援に関わる取組内容

(2) モデルスクールにおける取組内容

学校名：

(取組の目的)

(Ⅰ 合理的配慮の充実に向けた学校の取組について)

(Ⅱ 事例の対象となる児童生徒等に対する「合理的配慮」の提供に関する取組について)

合理的配慮事例の対象者数（見込み）：

（対象者（見込み）の概要）

	学年	在籍する学級等	障害名	障害の状態、学習の状況等

学校名：

<p>（取組の目的）</p> <p>（Ⅰ 学校の合理的配慮の充実に向けた取組について）</p> <p>（Ⅱ 事例の対象となる児童生徒等に対する「合理的配慮」の提供に関する取組について）</p>
--

合理的配慮事例の対象者数（見込み）：

（対象者（見込み）の概要）

	学年	在籍する学級等	障害名	障害の状態、学習の状況等

4. 事業実施予定スケジュール

5 所要経費

共通様式1に記載すること。

6 第三者への再委託に関する事項

共通様式2に記入すること。

7 連絡担当者 教育委員会名 ( )

担当者 (所属・職名)

連絡先 (TEL FAX e-mail )

平成 年度「インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業」  
実施計画書

団体名 ( )

## 1. 指定するモデルスクールの概要

学校名	幼児児童生徒数	教職員数

## 学校名：

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
通常の学級												
通級による指導を受けている 幼児児童生徒数												

特別支援学級数（児童生徒数）：

特別支援学級の対象としている障害種：

通級による指導の対象としている障害種：

(モデルスクールの応募理由)

## 2. 事業内容

学校名：

(取組の目的)

(Ⅰ 合理的配慮の充実に向けた学校の取組について)

(Ⅱ 事例の対象となる児童生徒等に対する「合理的配慮」の提供に関する取組について)





平成 年度「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業（交流及び共同学習）」  
実施計画書

教育委員会名 ( ) モデル地域の種類 ( I 型 ・ II 型 )  
※どちらかに○をつけること。

1. モデル地域の構成

※記入する学校数・学校種に応じて適宜欄の追加・削除を行うこと。

(1) 構成する市区町村等数 ( ) 市・区 ( ) 町 ( ) 村

モデル地域（学校設置者）の内訳	学校数 (学校種別)

(2) 全学校・園数（平成 年 月 日現在）※国公私計

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
園	校	校	校	校	校	校・園

2. モデル地域（対象校）の概要

※記入する学校数・学校種に応じて適宜欄の追加・削除を行うこと。

(1) 対象校の概要

学校名	幼児児童生徒数	教職員数

(幼・小・中・高等学校等) 学校名：

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
通常の学級												
通級による指導の対象者数												

特別支援学級数（児童生徒数）：

特別支援学級の対象としている障害種：

通級による指導の対象としている障害種：

(特別支援学校) 学校名 :

	幼児児童生徒数					計
	幼稚部	小学部	中学部	高等部		
				本科	専攻科	
視覚障害						
聴覚障害						
知的障害						
肢体不自由						
病 弱						
重複障害 (※)						
計						

※重複障害は、上記 5 障害の外数を記入。

(2) モデル地域 (対象校) の選定理由

### 3. 事業内容

(1) 教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容

(2) モデル地域における取組内容

(I 交流及び共同学習の実施について)

  
  
  
  
  
  
  
  
  
  

(II 事例の対象となる児童生徒等に対する「合理的配慮」の提供に関する取組について)

合理的配慮事例の対象者数（見込み）： 名

※交流及び共同学習の対象となる児童生徒等の中から、事例対象者を決定する。

（対象者（見込み）の概要）

学校名： \_\_\_\_\_

	学年	在籍する学級等	障害名	障害の状態、学習の状況等

#### 4. 事業実施予定スケジュール

#### 5. 所要経費

共通様式1に記載すること。

#### 6. 第三者への再委託に関する事項

共通様式2に記載すること。

#### 7. 連絡担当者

教育委員会名（                      ）

担当者（所属・職名）

連絡先（TEL                      FAX                      e-mail                      ）

平成 年度「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業（交流及び共同学習）」  
実施計画書

団体名 ( ) モデル地域の種類 ( I型 ・ II型 )  
※どちらかに○をつけること。

## 1. モデル地域の構成

※記入する学校数・学校種に応じて適宜欄の追加・削除を行うこと。

(1) 構成する市区町村等数 ( ) 市・区 ( ) 町 ( ) 村

モデル地域（学校設置者）の内訳	学校数 (学校種別)

(2) 全学校・園数（平成 年 月 日現在）※国公私計

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
園	校	校	校	校	校	校・園

## 2. モデル地域（対象校）の概要

※記入する学校数・学校種に応じて適宜欄の追加・削除を行うこと。

(1) 対象校の概要

学校名	幼児児童生徒数	教職員数

(幼・小・中・高等学校等) 学校名 :

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
通常の学級												
通級による指導の対象者数												

特別支援学級数(児童生徒数) :

特別支援学級の対象としている障害種 :

通級による指導の対象としている障害種 :

(特別支援学校) 学校名 :

	幼児児童生徒数					計
	幼稚部	小学部	中学部	高等部		
				本科	専攻科	
視覚障害						
聴覚障害						
知的障害						
肢体不自由						
病弱						
重複障害(※)						
計						

※重複障害は、上記5障害の外数を記入。

(2) モデル地域(対象校)の選定理由

### 3. 事業内容

(1) 委託を受ける団体のモデル地域への支援に関わる取組内容

(2) モデル地域における取組内容

(Ⅰ 交流及び共同学習の実施について)

(Ⅱ 事例の対象となる児童生徒等に対する「合理的配慮」の提供に関する取組について)

合理的配慮事例の対象者数（見込み）：名

※上記の交流及び共同学習の対象となる児童生徒等の中から、事例対象者を決定する。

(対象者（見込み）の概要)

学校名：\_\_\_\_\_

	学年	在籍する学級等	障害名	障害の状態、学習の状況等

4. 事業実施予定スケジュール

5. 所要経費

共通様式1に記載すること。

6. 第三者への再委託に関する事項  
共通様式2に記入すること。

7. 連絡担当者

団体名 ( )

担当者 (所属・職名)

連絡先 (TEL FAX e-mail )



平成 年度「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業（スクールクラスター）」  
実施計画書

教育委員会名 ( )

## 1. 自治体の概要

## (1) 規模（平成 年 月現在※最新のもの）

都道府県（指定都市・市区町村）名	人口	市区町村数 ※市町村教育委員会は記入不要
	人	

## (2) 全学校・園数（平成 年 月 日現在）※国公私計

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
園	校	校	校	校	校	校・園

## 2. 指定するモデル地域の概要

## (1) 規模（平成 年 月現在※最新のもの）

地域名	人口
	人

## (2) 地域内の対象学校・園数（平成 年 月 日現在）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
園	校	校	校	校	校	校・園

※スクールクラスターの取組に参加する学校・園数を記入。

## (3) モデル地域の指定理由

--

### 3. 事業内容

#### (1) 教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容

--

#### (2) モデル地域における取組内容

※学校間の特色を活かした相互支援体制をすることにより、学校単体ではなく地域として子供のニーズに応じていくというスクールクラスターの目的に資する実践を計画すること。

##### (I スクールクラスターの取組内容について)

(取組の目的)

--

(スクールクラスターの概念図)

--

(スクールクラスターの取組内容)

取組タイトル	
エリアの概要	
取組内容	

取組タイトル	
エリアの概要	
取組内容	

取組タイトル	
エリアの概要	
取組内容	

(Ⅱ 事例の対象となる児童生徒等に対する「合理的配慮」の提供に関する取組について)

合理的配慮事例の対象者数（見込み）：○名

※モデル地域内の児童生徒等の中から、スクールクラスターを活用した合理的配慮の提供が見込まれる事例対象者を決定する。

（対象者（見込み）の概要）

学校名：\_\_\_\_\_

	学年	在籍する学級等	障害名	障害の状態、学習の状況等

4. 事業実施予定スケジュール

5. 所要経費

共通様式 1 に記載すること。

6. 第三者への再委託に関する事項

共通様式 2 に記入すること。

7. 連絡担当者

教育委員会名（ ）

担当者（所属・職名）

連絡先（TEL FAX e-mail ）

平成 年 年度「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業(スクールクラスター)」  
実施計画書

団体名 ( )

## 1 学校の概要

## (1) 規模(平成 年 月現在※最新のもの)

学校名	幼児児童生徒数	教職員数

## (2) 全学校・園数(平成 年 月 日。現在)

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
通常の学級												
通級による指導を受けている 幼児児童生徒数												

特別支援学級数(児童生徒数) :

特別支援学級の対象としている障害種 :

通級による指導の対象としている障害種 :

## 2. 指定するモデル地域の概要

## (1) 規模(平成 年 月現在※最新のもの)

地域名	人口
	人

## (2) 地域内の対象学校・園数(平成 年 月 日現在)

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学 校	特別支援学 校	合計
園	校	校	校	校	校	校・園

※スクールクラスターの取組に参加する学校・園数を記入。

## (3) モデル地域の指定理由

--

### 3. 事業内容

#### (1) 教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容

#### (2) モデル地域における取組内容

※学校間の特色を活かした相互支援体制を作ること等により、学校単体ではなく地域として子供のニーズに応じていくというスクールクラスターの目的に資する実践を計画すること。

##### (I スクールクラスターの取組内容について)

(取組の目的)

##### (スクールクラスターの概念図)

(スクールクラスターの取組内容)

取組タイトル	
エリアの概要	
取組内容	

取組タイトル	
エリアの概要	
取組内容	

取組タイトル	
エリアの概要	
取組内容	

(Ⅱ 事例の対象となる児童生徒等に対する「合理的配慮」の提供に関する取組について)

合理的配慮事例の対象者数（見込み）：〇名

※モデル地域内の児童生徒等の中から、スクールクラスターを活用した合理的配慮の提供が見込まれる事例対象者を決定する。

（対象者（見込み）の概要）

学校名：\_\_\_\_\_

	学年	在籍する学級等	障害名	障害の状態、学習の状況等

#### 4. 事業実施予定スケジュール

#### 5. 所要経費

共通様式1に記載すること。

#### 6. 第三者への再委託に関する事項

共通様式2に記入すること。

#### 7. 連絡担当者

団体名（ ）

担当者（所属・職名）

連絡先（TEL                      FAX                      e-mail                      ）



所要経費について

組織名

(単位：円)

事業の経費項目	金額	積算内訳
諸謝金		
旅費		
借損料		
印刷製本費		
消耗品費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
賃金		
雑役務費		
保険料		
一般管理費		
再委託費		
消費税相当額		
計		

- 1 積算にあたっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。
- 2 「積算内訳」については積算根拠を明確に記載すること。
- 3 「消費税相当額」には、不課税対象経費にかかる消費税相当額を計上すること。

組織名

第三者への再委託に関する事項

再委託の相手方の住所及び氏名	※再委託先 1 カ所につき、この様式 1 枚を記入。
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額（単位：円）	※合計額を記入。積算の内訳については、共通様式 1 の様式を使って作成すること。